

奈良市公報

号 外 第 30 号

平成 17年 12月9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

規 則	
奈良市公印規則の一部を改正する規則	1
告 示	
一般競争入札の実施	1
放置自転車等の保管	2
開発行為に関する工事の完了	3
放置自転車等の保管(3件)	3
国民健康保険被保険者証の無効	3
放置自転車等の保管	3
一般競争入札の実施	4
放置自転車等の保管	4
生活保護法の規定による施術者の指定	5
放置自転車等の保管	5
道路の区域変更	5
道路の供用開始	5
放置自転車等の保管	13
国民健康保険被保険者証の無効	13
開発行為に関する工事の完了	13
インフルエンザ予防接種の実施の一部改正	13
都市公園の位置の町名の変更	13
一般競争入札の実施(2件)	13
監 査	
監査結果に基づく措置の状況	16
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	16
一般競争入札の実施	16
教 育 委 員 会	
奈良市立小学校通学区域についての一部改正	17
選 挙 管 理 委 員 会	
選挙人名簿からの抹消	17
在外選挙人名簿からの抹消	17
奈良市の投票区についての一部改正	18
農業委員会の委員の一般選挙における投票区の一部改正	18

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17年 10月 20日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 109号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和 25年奈良市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

別表市長認印の項中

埋火葬許可 用	を	住民基本台 帳事務、埋 火葬許可及 び公的個人 認証事務用	に改める。
------------	---	---	-------

附 則

この規則は、平成 17年 11月 1日から施行する。
(平成 17年 10月 20日揭示済)

告 示

奈良市告示第 617号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 10月 17日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

道路改良工事(六条西一丁目地内中部第 422号線)ほか 19件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「堅審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 10月 20日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 10月 20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 10月 25日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 10月 21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

（平成 17年 10月 17日揭示済）

奈良市告示第 618号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 10月 17日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 10月 17日 揭示済)

奈良市告示第 619号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 10月 17日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 8月 18日 奈良市指令都整開第 05A- 19号

平成 17年 9月 9日 奈良市指令都整開第 05A- 19- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 10月 17日 第 951号

(2) 公共施設 平成 17年 10月 17日 第 413号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北二丁目 408番地の 13の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町 1606番地の 7

株式会社 相光

代表取締役 相川ちづ子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄北二丁目 408番地の 13の一部

(2) 下水道

奈良市富雄北二丁目 408番地の 13の一部

(平成 17年 10月 17日 揭示済)

奈良市告示第 620号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 18日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 18日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 18日 揭示済)

奈良市告示第 621号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 19日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 19日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 19日 揭示済)

奈良市告示第 622号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 20日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 20日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 20日 揭示済)

奈良市告示第 623号

下記の者については、国民健康保険異動届があったため奈良市国民健康保険被保険者証を交付したが、当該国民健康保険異動届は本人の意思に基づかないものであることが判明しましたので、当該被保険者証は無効であることを公示します。

平成 17年 10月 21日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成 17年 10月 21日 揭示済)

奈良市告示第 624号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止

区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 24日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 24日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 24日揭示済)

奈良市告示第 625号

一般競争入札により次のとおり市有土地を公売するので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により告示します。

平成 17年 10月 25日

奈良市長 藤原 昭

1 公売物件

所 在	地番	地目	公簿面積	実測面積
奈良市押熊町	2268番 1	溜池	1,382㎡	1,382.31㎡
奈良市押熊町	2268番 2	堤塘	534㎡	534.76㎡
		合計	1,916㎡	1,917.07㎡

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に該当する者及び同条第 2 項各号の一に該当し奈良市契約規則第 3 条の規定により市の入札に参加を禁じられている者は、入札に参加できない。

3 契約条項及び入札心得書を示す日時及び場所

(1) 日時 平成 17年 10月 26日から 11月 24日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く)

(2) 場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市財務部管財課

4 入札受付の日時及び場所

(1) 日時 平成 17年 11月 25日(金)午前 10時~午前 10時 30分(午前 10時 30分までに入札保証金を納入し、受付を完了すること)

(2) 場所 奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成 17年 11月 25日(金)午前 10時 45分

(2) 開札の日時 入札締切後直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100分の 5 以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入

札受付場所で納入すること。この入札保証金を還付する場合は利息を付さない。

7 入札の無効に関する事項

(1) 代理入札で委任状を提出しない者の入札は無効とする。

(2) 不在入札及び電報、郵便による入札は無効とする。

(3) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 条件

(1) 公売物件は現況のままとする。

(2) 環境基本法(平成 5 年法律第 91号)第 3 条、第 8 条及び第 9 条を遵守すること。

(3) 土地利用等については、関係機関及び周辺自治会等と十分協議を行うこと。

9 契約の締結

落札者は、落札者の通知を受けた日から 7 日以内に契約保証金(落札金額の 100分の 10以上)を納入し、契約書その他必要な書類を提出しなければならない。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

10 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属する。

11 代金の支払い方法

代金は、契約締結の日から 7 日以内に完納すること。

12 提出書類

入札に参加しようとする者は、入札開始前に次の書類を提出すること。

書類の名称	法人	個人
商業登記簿謄本		-
成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者等の証明	-	

13 説明会を行う日時及び集合場所

日時 平成 17年 11月 18日(金)午前 10時

場所 奈良市役所 中央棟 6 階 第 23会議室

当日入札手続等についての説明及び関係図面等の配付を行うので入札に参加しようとする者は出席すること。説明後現地案内を行う。なお、説明会に参加できない者は、11月 21日から同月 24日(国民の祝日を除く、午前 9時から正午、午後 1時から午後 5時)までに下記連絡先まで必要書類を取りに来ること。

(連絡先) 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部管財課

電話 0742- 34- 4724

(平成 17年 10月 25日揭示済)

奈良市告示第 626号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保

管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 10月 25日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 25日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 25日 揭示済)

奈良市告示第 627号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 10月 26日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者	施 術 所		指 定 年月日
	氏 名	名 称 所在地	
前田大介	前田整骨院	奈良市秋篠新町 268- 1	平成 17 年 10月 17日
植林祥一	神殿鍼灸整骨院	奈良市神殿町 297 - 2 シティコー ト広芝 305	平成 17 年 10月 7日

(平成 17年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 628号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈

良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 26日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 26日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 629号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 10月 26日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成 17年 10月 26日 揭示済)

奈良市告示第 630号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2 項の規定に基づき、平成 17年 10月 26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 10月 26日

奈良市長 藤 原 昭

整理 番号	路 線 名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	登美ヶ丘中町線	学園朝日町 63番 33地先から	学園北一丁目 3142番 5 地先まで	L = 94.16 W = 15.99~ 23.59
2	油阪芝辻線	芝辻町一丁目 126番 4 地先から	芝辻町二丁目 146番 1 地先まで	L = 31.59 W = 5.87~ 6.11
3	六条奈良阪線	法蓮町 1090番地先から	法蓮町 1086番 1 地先まで	L = 30.89 W = 18.30~ 18.48
4	六条石木線	六条二丁目 111番地先から	六条二丁目 87番地先まで	L = 61.70 W = 6.35~ 8.50
5	南永井池田線	今市町 64番地先から	今市町 63番地先まで	L = 41.23 W = 6.50~ 8.60
6	下狭川線	下狭川町 210番地先から	下狭川町 1515番地先まで	L = 113.75 W = 2.90~ 10.00
7	大保邑地線	邑地町 1005番 1 地先から	邑地町 960番 1 地先まで	L = 135.09 W = 2.80~ 4.50
8	丹生北野山線	北野山町 666地先から	北野山町 685番 1 地先まで	L = 135.09 W = 5.90~ 20.00

9	誓多林大平尾線	誓多林町 84番 1 地先から	誓多林町 99番 3 地先まで	L = 180.01 W = 3.00~ 12.80
10	東部第 8 号線	南庄町 57番 1 地先から	南庄町 56番 1 地先まで	L = 128.77 W = 5.44~ 6.40
11	東部第 13号線	北村町 38番地先から	北村町 45番地先まで	L = 48.21 W = 1.50~ 4.40
12	東部第 24号線	須川町 165番地先から	須川町 175番地先まで	L = 51.85 W = 2.90~ 4.40
13	東部第 71号線	生琉里町 13番地先から	生琉里町 15番 2 地先まで	L = 119.15 W = 3.00~ 6.50
14	東部第 93号線	法用町 36番地先から	法用町 29番地先まで	L = 155.17 W = 2.00~ 6.40
15	東部第 94号線	法用町 36番地先から	法用町 36番地先まで	L = 29.38 W = 2.20~ 4.50
16	東部第 105号線	下狭川町 197番地先から	下狭川町 169番地先まで	L = 96.05 W = 3.00~ 4.40
17	東部第 121号線	阪原町 244番 2 地先から	阪原町 244番地先まで	L = 91.61 W = 2.70~ 17.00
18	東部第 132号線	大柳生町 131番 2 地先から	大柳生町 65番地先まで	L = 230.82 W = 1.50~ 4.60
19	東部第 185号線	邑地町 333番地先から	邑地町 151番 2 地先まで	L = 38.72 W = 3.20~ 3.80
20	東部第 197号線	丹生町 67番 1 地先から	丹生町 75番地先まで	L = 159.95 W = 2.30~ 6.85
21	東部第 198号線	水間町 183番地先から	水間町 186番地先まで	L = 128.72 W = 5.20~ 8.70
22	東部第 201号線	大保町 38番 1 地先から	大保町 41番地先まで	L = 58.07 W = 2.80~ 2.80
23	東部第 202号線	大保町 38番地先から	大保町 38番 2 地先まで	L = 44.17 W = 1.80~ 6.00
24	東部第 203号線	大保町 44番地先から	大保町 44番 1 地先まで	L = 28.35 W = 4.60~ 5.50
25	東部第 206号線	柳生町 86番 1 地先から	柳生町 101番地先まで	L = 87.64 W = 4.50~ 6.70
26	東部第 216号線	誓多林町 67番地先から	誓多林町 58番地先まで	L = 52.52 W = 3.00~ 4.40
27	東部第 242号線	水間町 325番地先から	水間町 328番地先まで	L = 298.92 W = 4.50~ 4.80
28	東部第 255号線	南田原町 106番地先から	南田原町 106番地先まで	L = 46.86 W = 5.70~ 8.60
29	東部第 262号線	長谷町 171番地先から	長谷町 159番地先まで	L = 100.54 W = 2.20~ 4.40
30	東部第 263号線	長谷町 103番 1 地先から	長谷町 103番地先まで	L = 68.09 W = 3.50~ 6.40
31	東部第 266号線	茗荷町 5番 2 地先から	茗荷町 138番地先まで	L = 175.57 W = 4.35~ 8.00
32	東部第 285号線	鹿野園町 35番地先から	鹿野園町 34番地先まで	L = 26.44 W = 3.00~ 3.67
33	東部第 285号線	鹿野園町 36番地先から	鹿野園町 44番地先まで	L = 41.13 W = 4.53~ 5.66

34	東部第 292号線	茗荷町 816番 1 地先から	茗荷町 805番地先まで	L = 140.07 W = 7.83~ 8.00
35	東部第 311号線	菩提山町 25番地先から	田原春日野町 7番地先まで	L = 207.63 W = 2.70~ 4.50
36	東部第 331号線	米谷町 134番 1 地先から	米谷町 1356番地先まで	L = 120.73 W = 5.95~ 19.00
37	東部第 331号線	米谷町 1415番 7 地先から	米谷町 2019番 2 地先まで	L = 79.87 W = 6.50~ 10.90
38	東部第 357号線	高樋町 47番 1 地先から	高樋町 47番地先まで	L = 53.94 W = 3.00~ 3.00
39	南部第 9 号線	柏木町 53番 5 地先から	柏木町 52番 1 地先まで	L = 14.60 W = 1.86~ 1.86
40	南部第 66号線	大安寺町 79番 3 地先から	大安寺町 77番 1 地先まで	L = 50.12 W = 4.40~ 5.15
41	南部第 68号線	大安寺町 909番 1 地先から	大安寺町 82番 1 地先まで	L = 51.02 W = 5.10~ 5.90
42	南部第 69号線	大安寺町 909番 1 地先から	大安寺町 960番 2 地先まで	L = 98.08 W = 4.11~ 4.65
43	南部第 84号線	大安寺一丁目 129番 1 地先から	大安寺町 129番 1 地先まで	L = 48.34 W = 4.19~ 5.18
44	南部第 86号線	東九条町 53番地先から	東九条町 52番地先まで	L = 12.26 W = 3.84~ 4.50
45	南部第 90号線	八条町 16番 1 地先から	八条二丁目 13番 1 地先まで	L = 103.44 W = 6.30~ 7.62
46	南部第 106号線	柏木町 32番 2 地先から	柏木町 32番 6 地先まで	L = 69.55 W = 5.40~ 6.00
47	南部第 128号線	八条一丁目 83番地先から	八条一丁目 83番地先まで	L = 12.36 W = 6.90~ 8.08
48	南部第 131号線	東九条町 19番 2 地先から	東九条町 19番地先まで	L = 28.64 W = 2.90~ 3.77
49	南部第 131号線	東九条町 18番 1 地先から	東九条町 258番 4 地先まで	L = 122.37 W = 3.12~ 3.61
50	南部第 154号線	東九条町 96番 1 地先から	東九条町 96番地先まで	L = 38.80 W = 8.30~ 8.40
51	南部第 157号線	杏町 399番 2 地先から	杏町 405番 3 地先まで	L = 126.23 W = 6.80~ 7.09
52	南部第 157号線	杏町 42番 1 地先から	杏町 42番 1 地先まで	L = 31.25 W = 6.03~ 6.11
53	南部第 158号線	杏町 42番 8 地先から	杏町 8番 2 地先まで	L = 35.92 W = 4.65~ 5.18
54	南部第 172号線	杏町 30番 1 地先から	杏町 30番 3 地先まで	L = 33.50 W = 3.90~ 4.25
55	南部第 173号線	杏町 30番 7 地先から	杏町 30番 3 地先まで	L = 47.20 W = 3.85~ 3.93
56	南部第 174号線	杏町 29番 1 地先から	杏町 15番 1 地先まで	L = 50.35 W = 6.40~ 6.84
57	南部第 187号線	出屋敷町 28番地先から	出屋敷町 1番 12地先まで	L = 65.72 W = 3.56~ 6.30
58	南部第 209号線	北永井町 13番地先から	北永井町 19番 3 地先まで	L = 55.06 W = 4.90~ 5.60

59	南部第 265号線	古市町 170番 1 地先から	古市町 163番 1 地先まで	L = 15.16 W = 9.23~ 9.55
60	南部第 271号線	古市町 104番 1 地先から	古市町 104番 1 地先まで	L = 70.04 W = 5.50~ 6.40
61	南部第 271号線	古市町 1055番 1 地先から	古市町 172番 1 地先まで	L = 16.72 W = 5.20~ 6.29
62	南部第 283号線	古市町 96番地先から	古市町 86番 1 地先まで	L = 173.30 W = 1.30~ 3.50
63	南部第 287号線	古市町 94番 1 地先から	古市町 94番 1 地先まで	L = 129.67 W = 3.56~ 4.12
64	南部第 291号線	横井一丁目 716番 1 地先から	古市町 67番 1 地先まで	L = 147.01 W = 4.00~ 10.50
65	南部第 291号線	古市町 43番 1 地先から	古市町 47番地先まで	L = 54.38 W = 2.48~ 5.50
66	南部第 295号線	古市町 20番地先から	古市町 258番地先まで	L = 159.72 W = 2.40~ 5.40
67	南部第 302号線	古市町 2185番 12地先から	古市町 236番 4 地先まで	L = 41.55 W = 5.15~ 5.90
68	南部第 340号線	鹿野園町 336番 2 地先から	鹿野園町 44番地先まで	L = 9.27 W = 3.10~ 3.25
69	南部第 345号線	藤原町 845番地先から	藤原町 80番地先まで	L = 247.18 W = 2.70~ 2.70
70	南部第 350号線	藤原町 26番地先から	藤原町 25番 1 地先まで	L = 73.05 W = 5.95~ 8.50
71	南部第 408号線	横井六丁目 508番 1 地先から	横井六丁目 515番 1 地先まで	L = 108.15 W = 4.50~ 4.50
72	南部第 427号線	今市町 54番地先から	今市町 66番 1 地先まで	L = 181.10 W = 0.70~ 4.25
73	南部第 428号線	今市町 63番地先から	今市町 63番 1 地先まで	L = 22.14 W = 6.35~ 6.40
74	南部第 456号線	山町 645番地先から	山町 64番 1 地先まで	L = 47.01 W = 5.03~ 6.35
75	南部第 466号線	山町 722番地先から	山町 74番 1 地先まで	L = 25.47 W = 2.29~ 3.77
76	南部第 478号線	山町 1009番 1 地先から	山町 105番地先まで	L = 120.68 W = 2.35~ 7.40
77	南部第 478号線	山町 125番地先から	山町 124番地先まで	L = 79.41 W = 2.50~ 6.42
78	南部第 483号線	山町 129番 3 地先から	山町 101番 2 地先まで	L = 72.32 W = 1.90~ 5.00
79	南部第 560号線	池田町 17番地先から	池田町 25番地先まで	L = 95.69 W = 2.30~ 3.82
80	北部第 5 号線	奈良阪町 167番地先から	奈良阪町 275番 1 地先まで	L = 82.14 W = 2.50~ 3.30
81	北部第 5 号線	法蓮町 54番 3 地先から	法蓮町 45番 2 地先まで	L = 29.10 W = 3.30~ 4.79
82	北部第 12号線	東之阪町 41番 20地先から	東之阪町 41番 36地先まで	L = 64.22 W = 4.30~ 4.50
83	北部第 129号線	般若寺町 26番 1 地先から	般若寺町 24番地先まで	L = 109.66 W = 7.21~ 8.43

84	北部第 13号線	般若寺町 218番 2 地先から	般若寺町 16番 7 地先まで	L = 88.63 W = 6.05~ 7.85
85	北部第 149号線	奈良阪町 1218番 98地先から	奈良阪町 1218番 82地先まで	L = 37.41 W = 4.10~ 6.05
86	北部第 151号線	奈良阪町 1218番 14地先から	奈良阪町 1218番 98地先まで	L = 23.59 W = 6.07~ 6.10
87	北部第 170号線	高畑町 90番 1 地先から	紀寺町 107番 1 地先まで	L = 25.03 W = 2.48~ 2.70
88	北部第 178号線	春日野町 16番 1 地先から	高畑町 147番 2 地先まで	L = 74.27 W = 5.35~ 6.25
89	北部第 233号線	白毫寺町 72番地先から	鹿野園町 91番地先まで	L = 96.87 W = 5.45~ 6.40
90	北部第 237号線	高畑町 35番 1 地先から	高畑町 35番 7 地先まで	L = 134.89 W = 3.90~ 3.94
91	北部第 350号線	南京終町四丁目 19番 3 地先から	南京終町四丁目 23番 2 地先まで	L = 3.46 W = 3.40~ 3.45
92	北部第 407号線	法蓮町 73番 7 地先から	法蓮町 72番 1 地先まで	L = 111.29 W = 6.40~ 6.87
93	北部第 455号線	大豆山突抜町 13番 1 地先から	花芝町 5 番 1 地先まで	L = 56.08 W = 5.98~ 6.01
94	北部第 463号線	高天市町 29番 1 地先から	高天市町 16番 3 地先まで	L = 89.28 W = 3.67~ 4.55
95	北部第 502号線	法華寺町 30番 1 地先から	法華寺町 30番 1 地先まで	L = 71.26 W = 8.61~ 9.15
96	北部第 618号線	佐保台三丁目 90番 19地先から	佐保台二丁目 90番 37地先まで	L = 86.11 W = 10.19~ 10.24
97	中部第 7 号線	菅原町 9番 1 地先から	菅原町 19番 2 地先まで	L = 35.76 W = 3.65~ 4.40
98	中部第 18号線	東登美ヶ丘六丁目 161番 1 地先から	東登美ヶ丘六丁目 161番 43地先まで	L = 94.72 W = 8.23~ 8.26
99	中部第 20号線	押熊町 115番 1 地先から	北登美ヶ丘六丁目 126番 3 地先まで	L = 101.21 W = 18.03~ 18.03
100	中部第 31号線	押熊町 216番地先から	押熊町 22番地先まで	L = 83.85 W = 3.30~ 5.17
101	中部第 31号線	押熊町 11番 1 地先から	押熊町 49番 8 地先まで	L = 76.62 W = 6.00~ 6.50
102	中部第 51号線	山陵町 90番 1 地先から	山陵町 47番地先まで	L = 111.97 W = 7.55~ 9.00
103	中部第 98号線	山陵町 52番 1 地先から	山陵町 47番地先まで	L = 18.40 W = 4.50~ 9.10
104	中部第 107号線	秋篠町 103番 27地先から	秋篠町 103番 57地先まで	L = 17.87 W = 3.22~ 4.27
105	中部第 114号線	秋篠町 653番地先から	秋篠町 74番地先まで	L = 9.33 W = 2.16~ 3.60
106	中部第 115号線	秋篠町 70番地先から	秋篠町 65番地先まで	L = 65.15 W = 2.40~ 4.60
107	中部第 151号線	中山町 147番地先から	中山町 147番 3 地先まで	L = 16.05 W = 1.40~ 1.40
108	中部第 153号線	中山町 147番地先から	中山町 149番地先まで	L = 80.35 W = 2.34~ 6.40

109	中部第 154号線	中山町 153番 2 地先から	中山町 173番 1 地先まで	L = 62.53 W = 2.50~ 6.40
110	中部第 168号線	中山町 128地先から	中山町 1289地先まで	L = 63.07 W = 3.13~ 4.40
111	中部第 224号線	佐紀町 283番 1 地先から	佐紀町 2702番 1 地先まで	L = 37.72 W = 3.75~ 4.00
112	中部第 225号線	佐紀町 270番 1 地先から	佐紀町 271番 2 地先まで	L = 112.70 W = 6.11~ 17.70
113	中部第 232号線	佐紀町 270番 2 地先から	佐紀町 271番 2 地先まで	L = 22.92 W = 4.96~ 6.40
114	中部第 264号線	三条大路二丁目 529番 8 地先から	三条大路三丁目 479番 5 地先まで	L = 94.55 W = 6.40~ 6.40
115	中部第 265号線	三条大路一丁目 58番 2地先から	三条大路一丁目 582番 2 地先まで	L = 103.29 W = 5.45~ 5.49
116	中部第 267号線	三条大路一丁目 58番 8 地先から	三条大路一丁目 58番 6 地先まで	L = 87.72 W = 5.35~ 5.58
117	中部第 269号線	三条大路一丁目 58番 4 地先から	三条大路一丁目 58番 16地先まで	L = 84.07 W = 5.40~ 5.54
118	中部第 285号線	南新町 68番地先から	南新町 70番地先まで	L = 25.99 W = 2.53~ 3.20
119	中部第 300号線	柏木町 209番地先から	柏木町 18番 2 地先まで	L = 47.96 W = 4.15~ 5.10
120	中部第 302号線	五条町 22番 1 地先から	五条町 185番 1 地先まで	L = 53.83 W = 3.45~ 3.75
121	中部第 329号線	七条東町 320番 1 地先から	七条町 33番 2 地先まで	L = 69.17 W = 9.27~ 10.98
122	中部第 348号線	七条一丁目 47番 7 地先から	七条一丁目 405番 16地先まで	L = 31.57 W = 2.70~ 2.95
123	中部第 349号線	七条一丁目 487番地先から	七条一丁目 47番 5 地先まで	L = 14.63 W = 2.80~ 3.39
124	中部第 353号線	七条一丁目 405番 8 地先から	七条一丁目 405番 2地先まで	L = 62.08 W = 6.02~ 6.02
125	中部第 356号線	七条一丁目 518番 23地先から	七条一丁目 518番 2 地先まで	L = 163.64 W = 4.03~ 4.36
126	中部第 367号線	六条二丁目 115番 1 地先から	六条二丁目 1160番 1 地先まで	L = 108.33 W = 3.00~ 3.95
127	中部第 372号線	六条三丁目 116番 3 地先から	六条二丁目 876番地先まで	L = 5.97 W = 6.90~ 6.90
128	中部第 373号線	六条三丁目 1165番 3 地先から	六条三丁目 1170番 5地先まで	L = 195.84 W = 6.45~ 6.84
129	中部第 402号線	六条三丁目 1169番 1 地先から	六条西四丁目 1364番 3 地先まで	L = 72.56 W = 9.73~ 19.40
130	中部第 485号線	五条町 293番 1 地先から	五条町 285番 5 地先まで	L = 18.58 W = 9.50~ 11.60
131	中部第 485号線	五条町 388番 1 地先から	五条町 439番 2 地先まで	L = 154.13 W = 10.73~ 11.12
132	中部第 565号線	佐紀町 8 番 1 地先から	二条町一丁目 4番 1 地先まで	L = 46.83 W = 7.13~ 7.83
133	中部第 615号線	今辻子町 2番 2 地先から	今辻子町 32番 4 地先まで	L = 50.33 W = 4.44~ 4.48

134	中部第 629号線	三条本町 260番 1 地先から	三条本町 114番 1 地先まで	L = 32.80 W = 5.97~ 6.43
135	中部第 636号線	大宮町二丁目 127番 1 地先から	大宮町二丁目 82番 4地先まで	L = 139.02 W = 5.05~ 5.63
136	中部第 641号線	三条宮前町 46番 3 地先から	三条本町 30番 2 地先まで	L = 147.62 W = 9.00~ 9.01
137	中部第 642号線	三条宮前町 43番 1 地先から	三条大宮町 280番 1 地先まで	L = 199.11 W = 8.75~ 10.05
138	中部第 647号線	大宮町二丁目 82番 48地先から	三条本町 20番 1 地先まで	L = 53.21 W = 7.44~ 11.15
139	中部第 649号線	三条宮前町 58番 1 地先から	三条宮前町 272番 1 地先まで	L = 26.49 W = 4.90~ 4.91
140	中部第 649号線	三条宮前町 28番地先から	三条宮前町 27番 1 地先まで	L = 54.92 W = 3.46~ 6.48
141	中部第 650号線	三条宮前町 23番 3 地先から	三条大宮町 358番 1 地先まで	L = 74.66 W = 3.46~ 6.52
142	中部第 653号線	三条添川町 223番 4 地先から	三条添川町 21番 4 地先まで	L = 20.13 W = 4.25~ 4.51
143	中部第 656号線	三条宮前町 64番 1 地先から	三条宮前町 285番 2 地先まで	L = 24.07 W = 4.26~ 4.26
144	中部第 710号線	西大寺芝町一丁目 2108番 1 地先から	青野町 18番地先まで	L = 66.82 W = 3.20~ 8.49
145	中部第 746号線	菅原町 473番 5 地先から	菅原町 19番 7 地先まで	L = 87.05 W = 2.90~ 4.50
146	中部第 775号線	五条一丁目 5番地先から	五条一丁目 50番地先まで	L = 29.30 W = 3.94~ 4.08
147	中部第 845号線	宝来町 1104番 1 地先から	宝来町 1063番 2 地先まで	L = 214.67 W = 2.45~ 3.80
148	中部第 861号線	疋田町四丁目 158番 1 地先から	疋田町四丁目 128番 1 地先まで	L = 47.07 W = 4.00~ 4.03
149	中部第 868号線	若葉台一丁目 355番 20地先から	若葉台一丁目 669番地先まで	L = 70.57 W = 5.30~ 5.36
150	中部第 894号線	西大寺竜王町一丁目 1636番 4 地先から	西大寺新池町 1723番 1 地先まで	L = 29.01 W = 5.10~ 6.44
151	中部第 895号線	あやめ池北二丁目 1225番 3 地先から	あやめ池北二丁目 1224番 36地先まで	L = 32.58 W = 3.10~ 4.20
152	中部第 911号線	あやめ池南五丁目 492番地先から	疋田町二丁目 728番 6 地先まで	L = 52.40 W = 7.60~ 7.80
153	中部第 912号線	あやめ池南二丁目 1183番 1 地先から	あやめ池南六丁目 1140番 5 地先まで	L = 29.78 W = 6.90~ 7.55
154	中部第 119号線	左京四丁目 7番 4 地先から	左京四丁目 8番 9 地先まで	L = 91.18 W = 7.80~ 8.92
155	中部第 1302号線	押熊町 1279番 1 地先から	押熊町 1140番地先まで	L = 46.65 W = 8.15~ 9.20
156	中部第 1302号線	押熊町 1265番 3 地先から	押熊町 1196番 1 地先まで	L = 208.05 W = 6.00~ 9.16
157	中部第 1333号線	疋田町 40番 14地先から	疋田町 40番 104地先まで	L = 259.79 W = 7.99~ 8.00
158	中部第 1342号線	中山町 1619番 1 地先から	中山町 1542番 1 地先まで	L = 30.75 W = 4.40~ 4.72

159	中部第 135号線	六条三丁目 110番 2 地先から	六条三丁目 426番 6 地先まで	L = 78.46 W = 4.50~ 4.99
160	中部第 135号線	六条三丁目 110番 2 地先から	六条三丁目 110番 4 地先まで	L = 26.24 W = 4.40~ 4.69
161	中部第 136号線	中山町 173番 4 地先から	中山町 170番 1 地先まで	L = 39.12 W = 6.40~ 7.70
162	西部第 16号線	中登美ヶ丘二丁目 198番 11地先から	中登美ヶ丘二丁目 198番 12地先まで	L = 27.61 W = 2.60~ 3.20
163	西部第 79号線	登美ヶ丘五丁目 93番 10地先から	中山町西二丁目 101番 9 地先まで	L = 106.06 W = 5.20~ 13.56
164	西部第 86号線	東登美ヶ丘五丁目 93番 14地先から	中山町西二丁目 94番 26地先まで	L = 113.75 W = 12.50~ 14.00
165	西部第 113号線	登美ヶ丘四丁目 79番 9地先から	登美ヶ丘四丁目 79番 7地先まで	L = 145.62 W = 5.20~ 5.37
166	西部第 164号線	西登美ヶ丘三丁目 399番 53地先から	西登美ヶ丘六丁目 421番地先まで	L = 43.61 W = 2.35~ 4.25
167	西部第 316号線	学園朝日町 62番 12地先から	学園朝日町 64番 5 地先まで	L = 43.66 W = 3.60~ 4.40
168	西部第 320号線	学園北二丁目 101番 8地先から	学園北二丁目 101番 6地先まで	L = 105.89 W = 4.55~ 4.60
169	西部第 325号線	学園北二丁目 101番 8地先から	学園北二丁目 101番 6地先まで	L = 61.21 W = 6.30~ 6.40
170	西部第 348号線	学園南二丁目 95番 7 地先から	学園南二丁目 95番 30地先まで	L = 67.37 W = 4.11~ 4.37
171	西部第 361号線	学園南三丁目 91番 3 地先から	学園南三丁目 91番 12地先まで	L = 70.92 W = 6.19~ 6.20
172	西部第 372号線	学園大和町二丁目 175番 1 地先から	学園大和町三丁目 278番 1 地先まで	L = 101.75 W = 9.94~ 10.21
173	西部第 372号線	藤ノ木台一丁目 66番 1 地先から	藤ノ木台一丁目 66番 7 地先まで	L = 62.49 W = 5.85~ 6.40
174	西部第 45号線	百楽園四丁目 281番 2地先から	百楽園四丁目 281番 2 地先まで	L = 67.40 W = 7.02~ 8.30
175	西部第 46号線	百楽園五丁目 281番 15地先から	百楽園四丁目 280番 46地先まで	L = 75.79 W = 8.41~ 9.12
176	西部第 532号線	三松四丁目 90番地先から	三松四丁目 85番 2 地先まで	L = 17.63 W = 3.95~ 4.50
177	西部第 535号線	二名一丁目 238番 1 地先から	二名一丁目 240番地先まで	L = 45.81 W = 3.80~ 4.17
178	西部第 565号線	百楽園一丁目 290番 3地先から	百楽園四丁目 291番 1 地先まで	L = 29.38 W = 6.10~ 10.00
179	西部第 574号線	富雄北三丁目 259番 1 地先から	富雄北一丁目 275番 1 地先まで	L = 63.34 W = 5.80~ 6.28
180	西部第 631号線	千代ヶ丘三丁目 6 番 2地先から	千代ヶ丘三丁目 7 番 29地先まで	L = 27.81 W = 7.15~ 8.80
181	西部第 684号線	五条畑二丁目 509番 13地先から	五条畑二丁目 510番 5 地先まで	L = 52.66 W = 4.30~ 4.55
182	西部第 715号線	大和田町 47番 1 地先から	大和田町 516番地先まで	L = 16.41 W = 3.70~ 4.10
183	西部第 716号線	大和田町 48番 3 地先から	大和田町 47番 1 地先まで	L = 134.25 W = 5.35~ 8.50

184	西部第 716号線	大和田町 51番地先から	大和田町 47番 1 地先まで	L = 53.44 W = 6.03~ 7.80
185	西部第 937号線	三松三丁目 620番地先から	三松三丁目 67番地先まで	L = 24.55 W = 2.50~ 2.80
186	西部第 1112号線	学園中五丁目 70番 59地先から	学園中三丁目 70番 32地先まで	L = 42.28 W = 12.02~ 12.04
187	西部第 1153号線	青垣台一丁目 1 番 4 地先から	青垣台一丁目 49番 6 地先まで	L = 110.18 W = 5.02~ 20.00
188	西部第 1155号線	中町 485番 1 地先から	中町 485番 2 地先まで	L = 107.27 W = 8.65~ 14.50

(平成 17年 10月 26日揭示済)

奈良市告示第 631号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 27日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 27日揭示済)

奈良市告示第 632号

平成 17年 10月 14日に交付した下記の奈良市国民健康保険被保険者証は、本人の意思に基づかない国民健康保険異動届により発行したものであったことが判明したため、無効であることを公示します。

平成 17年 10月 27日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成 17年 10月 27日揭示済)

奈良市告示第 633号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 10月 28日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 13年 5月 1日 奈良市指令都整開第 01A- 4 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 10月 28日 第 95号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松一丁目 73番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路五丁目 5 番 5 号

永原 美代子

(平成 17年 10月 28日揭示済)

奈良市告示第 634号

平成 17年奈良市告示第 616号(インフルエンザ予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 17年 10月 28日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成 17年 10月 28日揭示済)

奈良市告示第 635号

次のとおり都市公園の位置の町名を変更し、平成 17年 11月 7日から施行します。

平成 17年 10月 31日

奈良市長 藤 原 昭

告示番号	名 称	位 置	
		変 更 前	変 更 後
昭和 5年奈良市告示第 325号	奈良市鴻ノ池運動公園	奈良市法蓮町 1,516番地の 1	奈良市法蓮佐保山四丁目 1,516番地の 1
平成 10年奈良市告示第 104号	奈良阪第 2 号緑地	奈良市奈良阪町 267番 3	奈良市奈保町 267番 3
平成 13年奈良市告示第 429号	奈良阪第 2 号街区公園	奈良市奈良阪町 266番 50	奈良市奈保町 266番 50
平成 14年奈良市告示第 223号	奈良阪第 3 号街区公園	奈良市奈良阪町 1218- 4	奈良市奈保町 1218- 4

(平成 17年 10月 31日揭示済)

奈良市告示第 636号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈

良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 10月 31日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 濟美小学校校舎改築その他工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市西木辻町 5 番地の 2
- (3) 工 期 契約の日から平成 19年 3月 30日まで
- (4) 工 事 概 要
 1. 建築主体工事 一式
鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積 3,704.97㎡
 2. 電気設備工事 一式
 3. 機械設備工事 一式
 4. 外構工事 一式
 5. 既設建物解体撤去工事 一式
- (5) 予 定 価 格 990,400千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 663,568千円(消費税及び地方消費税を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

4 社または 5 社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 日時

平成 17年 10月 31日から 11月 16日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成 17年 11月 17日 午前 9 時 00分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第

2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 議会の議決等

本件の工事請負契約は、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 96条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、奈良市議会において議決されたとき、又は同法第 179条第 1 項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

8 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

- (2) 入札参加申請方法

平成 17年 11月 2 日から 11月 4 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 11月 7 日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743
(平成 17年 10月 31日揭示済)

奈良市告示第 637号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 10月 31日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 三條本町～杉ヶ町地内奈良市浸水対策下水道築造工事(公 3・単 8)
- (2) 工 事 場 所 奈良市三條本町～杉ヶ町地内
- (3) 工 期 契約の日から平成 18年 3月 24日まで
- (4) 工 事 概 要 工事延長 451.5m
H P 1350mm管推進工
L = 446.4m
V U 600mm管布設工
L = 10.4m
4号現場打人孔設置工 1箇所
3号現場打人孔設置工 4箇所
特殊人孔設置工 1箇所、付帯工一式
(泥濃式推進工法・開削工法)
舗装復旧面積 A = 276㎡
舗装版破碎工 一式、路面復旧工一式
区画線工 一式、付帯工 一式
- (5) 予 定 価 格 275,170千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 184,363千円(消費税及び地方消費税を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

3 社または 4 社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 日時

平成 17年 10月 31日から 11月 16日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成 17年 11月 17日 午前 9 時 10分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 議会の議決等

本件の工事請負契約は、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 96条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、奈良市議会において議決されたとき、又は同法第 179条第 1 項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

8 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法

平成 17年 11月 2日から 11月 4日まで(奈良市の休

日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 11月 7日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

(平成 17年 10月 31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 17年 10月 31日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 池田 慎久
同 船越 義治

商工労政課

監査結果公表日 平成 17年 6月 7日(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 平成 17年 10月 3日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良市企業人権教育推進協議会事業補助金の交付においては、「当協議会事業実施に市補助金が必要なため」という理由書が添付され、全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第17条第1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、	奈良市企業人権教育推進協議会事業補助金の交付につきましては、同協議会が行う主要事業は、9月中旬に実施することにより、前金払が必要であり、交付時期についても精査しました結果、9月30日に交付いたしました。

前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。

(平成 17年 10月 31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 42号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 10月 17日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
日本開発工業	古田 一文	京都府相楽郡精華町下狛車付7番地66	平成 17年 9月 28日

(平成 17年 10月 17日揭示済)

奈良市水道局告示第 43号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成 17年 10月 17日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内西九条町三丁目地内他(工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中

でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成17年10月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成17年10月26日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成17年10月17日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第15号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月25日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

佐保小学校通学区域の部分中「南法蓮町」の次に「法蓮佐保山一丁目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目、奈保町」を加える。

附 則

この告示は、平成17年11月7日から施行する。

(平成17年10月25日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第162号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、平成17年9月30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成17年10月19日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成17年10月19日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成17年10月19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第163号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、平成17年10月18日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成17年10月19日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 10月 19日
2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり
別紙省略

(平成 17年 10月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 164号

奈良市の投票区について(平成 9年奈良市選挙管理委員会告示第 34号)の一部を次のように改正し、平成 17年 11月 7日から施行します。

平成 17年 10月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

第 10投票区の項中【1,218番地から 1,236番地まで、2,020番地から 2,079番地まで、2,666番地、2,755番地の 4)】を【2,079番地、2,755番地の 4)、奈保町】に、「法蓮町」を「法蓮佐保山一丁目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目、法蓮町」に改める。

(平成 17年 10月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 165号

農業委員会の委員の一般選挙における投票区(平成 9年奈良市選挙管理委員会告示第 35号)の一部を次のように改正し、平成 17年 11月 7日から施行します。

平成 17年 10月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

第 1選挙区の部第 1投票区の項中「佐保台西町」の次に「奈保町」を加え、同部第 3投票区の項中「北市町」の次に「法蓮佐保山一丁目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目」を加える。

(平成 17年 10月 19日揭示済)